

第8回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会

日時：平成15年2月27日(木)

午後1時30分から

場所：大宮町 アグリセンター大宮

次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 1 号 合併協議会委員の変更等について

(2) 協議事項

- ・協議第 1 号 1 7 町、字の区域及び名称の取扱い
- ・協議第 2 号 1 9 - 6 消防団の取扱い
- ・協議第 3 号 1 9 - 1 2 保育所の取扱い
- ・協議第 4 号 1 9 - 1 4 塵芥処理の取り扱い
- ・協議第 5 号 1 9 - 1 9 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い
- ・協議第 6 号 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(3) 新市の名称の選定に係る「名付け親賞」の表彰について

(4) その他

- ・第 7 回合併協議会の会議録について
- ・第 9 回協議会の日程及び議題（案）について

日 程

(日 時) 平成 1 5 年 3 月 2 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から

(場 所) 網野町 アミティ丹後

議 題 (案)

- ・主な協議事項

3 閉 会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員名簿

1号委員	町長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	増田桂一 吉岡秀男 濱岡六右衛門 中江宏樹 有田光亨 吉岡光義	会長 副会長
	助役	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	上田博之 本城克一 梅田耕之 大下道之 行待実 辻征一郎	
2号委員	町議会議長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	平井涉 石河良一郎 田茂井誠司郎 瀬川善磨 木本勇 清水勇	選出区分変更 選出区分変更 選出区分変更
	町議会の合併に関する特別委員会等の委員長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	植垣齋紀 川村嘉徳 末次祥孝 平井芳一 田中正明 田中一	新 新
	町議会選出議員	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	森行雄 三崎政直 奥野重治 浅田武夫 吉岡敏至 小谷毅	新 新
3号委員	学識経験を有する者	峰山町	柳田恵里子 太田俊輝 中山力	
		大宮町	養父秀是 石河武 荒田ケイ	
		網野町	沖田康彦 阿部智子 梅田和男	
		丹後町	下田喜六 佐々木正二郎 戸石育代	
		弥栄町	梅田直一 植野真知子 行待佳平	
		久美浜町	奥田圭介 美王惠次郎 川淵明美	
		京都府	中井幹晴 加瀬康夫	

(敬称略)

合併協議会規約(抜粋)
 第7条 委員は、次の者をもって充てる。
 (1)6町の町長及び6町の助役
 (2)6町の議会の議長、6町の議会の合併に関する特別委員会の委員長(特別委員会を設置していない議会にあっては、所管の常任委員会の委員長)及び6町の議会において議員のうちから選出した者1名
 (3)6町の長が協議して定めた学識経験を有する者

協議第 1 号

1 7 町、字の区域及び名称の取扱いについて

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

協議第 2 号

1 9 - 6 消防団の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

協議第3号

19 - 12 保育所の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年2月27日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		19 - 12 保育所の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	保育所数	保育所数	6町全体で見ると老朽施設が多いが、少子化の進行、延長保育を始めとした多様な保育要望に対応するため、保育所数及び定員については新市に移行後に調整する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
2	定員	定員	同上	平成14年7月11日	平成 年 月 日
3	職員体制	職員体制	正職員の増員が困難な状況であるため、各施設の定員を見直し保育要望等を考慮し適正配置に努める。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
4	障害児保育	障害児保育	今後も必要に応じ実施することを基本として、現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
5	乳幼児保育	乳幼児保育	当面は現行のまま新市に移行し、地域の保育要望を把握しながら実施箇所等も含めて検討する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
6	一時保育	一時保育	地域の保育要望を把握しながら当面は現行のまま新市に移行し、必要に応じて実施箇所等も含めて検討する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
7	広域入所	広域入所の受委託	入所申請のあった都度、相手方市町村と連携して実施する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
8	通園バス	通園バスの有無	当面は現行のまま新市に移行し、今後の施設の配置計画に基づき必要に応じて検討する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
9	給食	給食の状況	各施設で調理を行ない、おいしい給食を提供することを基本として現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
10	保育料	保育料(算定方法)	<p>国の所得階層別の保育料基準額をもとに、新たな基準額表を設定する。所得税課税額の階層区分については、現行保育料の水準、近隣市との均衡等を考慮して設定する。ただし、国が示す階層区分に変更があった場合には、それに準じて保育料の変更もあり得る。</p> <p>また、保育料算定の特例については、国に準じて次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯で母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると新市長が認めた世帯は、徴収金額を0円とする。 ・所得税非課税世帯(住民税均等割のみ、所得割課税世帯)で、母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると新市長が認めた世帯は、当該徴収金額から1,000円を控除する。 ・同一世帯から複数入所がある場合は、所得税課税額64千円未満の世帯は、徴収基準額が最も低い児童は徴収基準額どおりとし、それ以降は徴収基準額の低い順にそれぞれの額の10分の5、10分の1とする。所得税課税額64千円以上の世帯は、徴収基準額が最も高い児童は徴収基準額どおりとし、それ以降は徴収基準額の高い順にそれぞれの額の10分の5、10分の1とする。(10円未満の端数は切り捨て) 	平成14年12月11日	平成 年 月 日
11		保育料(減免制度)	疾病、災害、その他の事情により保育料の全部又は一部を減免することができる旨の規程を設けて新市に移行する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
12	保育時間	保育時間	新市の保育時間は、平日は午前8時30分から午後4時30分、土曜日は午前8時30分から午前11時30分とする。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
13		休所状況(希望保育を含む)	現行のまま新市に移行する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19 - 12 保育所の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
14	延長保育	実施箇所数	現行のまま新市に移行する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
15		時間	平日は午前8時から午後6時、土曜日は午前8時から午後0時30分を基本として、地域の拠点的な保育所で最も早い所は午前7時30分に開所し、平日の最も遅い所は午後7時に閉所する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
16		延長保育料	11時間を越えて保育をする場合は、延長保育料として月額2,000円/人(おやつ代を含む)を徴収する。ただし、同一世帯から複数入所があった場合でも算定の特例による減額はない。また、午後6時以降に保育をする場合は、おやつ代として月額1,000円を徴収する。(日割計算はしない)	平成14年12月11日	平成 年 月 日
17	子育て支援センター	子育て支援センターの設置箇所数	当面は現行のまま新市に移行し、今後の施設整備に合わせて事業を実施する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
18	無認可施設	無認可施設補助	公的保育施設の位置づけを明確にして、当面は現行どおり新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
19	チャイルドシート購入補助	チャイルドシート購入補助の要件	子育て支援及び交通安全対策の観点から制度を存続する必要があり、補助限度額等は一元化して新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
20	学童保育	学童保育	放課後の児童の健全育成をはかるため制度を存続する必要があり、地域の実情を考慮し運営方法、開館時間、使用料等を一元化して新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
21	児童手当	児童手当	現行のまま新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
22	児童遊園地	児童遊園地の設置数及び管理方法	補助金交付要綱を一元化して新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
23	エンゼルプラン	エンゼルプラン	子育てに対する公的支援強化の要望が多い状況のなかで、新市としての計画を早期に策定する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
24	一時的保育	一時的保育	公的保育施設の位置づけを明確にして、当面は現行どおり新市に移行する。	平成14年7月11日	平成 年 月 日
以下余白					

協議第4号

19 - 14 塵芥処理の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年2月27日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19-14 塵芥処理の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	一般廃棄物処理	一般廃棄物処理計画	廃棄物処理法第6条により一般廃棄物処理計画を定めることとされており、新市に移行後に調整する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
2		一般廃棄物処理業等許可手数料	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
3	事業系ごみ	収集方法	同上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
4	一般家庭ごみ(可燃ごみ)	収集方法	同上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
5		収集回数	同上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
6		ステーション設置数	同上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
7		処理施設	同上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
8		委託業者数	現行のまま新市に移行する。ただし、委託業者については、契約期間満了までに新市において調整する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
9	一般家庭ごみ(有害ごみ)	収集方法	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
10		収集回数	1回の排出量等を調査し、必要に応じ収集回数を調整のうえ新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
11		ステーション設置数	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
12		処理施設	各施設の建設時の経過等を考慮し、収集区域及び処理区域は現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
13		委託業者数	現行のまま新市に移行し、契約期間満了までに新市において調整する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
14	産業廃棄物処理	告示産業廃棄物	廃棄物処理法第11条第2項の規定により、新市の条例で位置づけを明確にする。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
15	施設の設置状況	焼却炉施設	各施設は新市に移行する。次期施設計画及び埋め立て施設の取扱いは新市において検討する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
16		不燃物施設	各施設の建設時の経過等を考慮し、収集区域及び処理区域は現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
17		リサイクル施設	各施設は新市に移行する。次期施設計画及び埋め立て施設の取扱いは新市において検討する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
18	一般家庭ごみ(不燃ごみ)	収集方法	新市移行後はコンテナ収集を原則とする。ただし、現行の指定袋による方法の場合は、合併後3年をめぐりにコンテナ収集に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
19		収集回数	1回の排出量等を調査し、必要に応じ収集回数を調整のうえ新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
20		ステーション設置数	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(3)

合併協定項目		19-14 塵芥処理の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
2.1	一般家庭ごみ(不燃ごみ)	処理施設	各施設の建設計画の経過等を考慮し、収集区域及び処理区域は現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.2		施設の使用可能見込年度	各施設の使用期限が到来する前に、次の施設整備計画等を新市において検討する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.3		委託業者数	現行のまま新市に移行し、契約期間満了までに新市において調整する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.4	一般家庭ごみ(資源ごみ)	収集方法	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.5		収集回数	同上	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.6		ステーション設置数	同上	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.7		処理施設	同上	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.8		委託業者数	同上	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2.9	一般家庭ごみ(粗大ごみ)	処理方法(可燃性粗大ごみ)	直接搬入を原則とし、既に可燃性粗大ごみは広域処理を行なっている。戸別(玄関前)収集は、搬入手段のない高齢者世帯等に配慮して創設された経過等を踏まえて新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.0		処理方法(不燃性粗大ごみ)	直接搬入を原則とし、それ以外の収集方法として、可燃性粗大ごみと同様に戸別(玄関前)収集を新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.1		処理方法(直接搬入以外の手数料)	新市移行後は直接搬入以外の方法は戸別(玄関前)収集で対応することとし、可燃ごみ、不燃ごみともに手数料は1個当たり500円とする。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.2		処理施設(可燃性粗大ごみ)	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.3		処理施設(不燃性粗大ごみ)	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.4	指定ごみ袋	販売品目	現行のまま新市に移行する。ただし、新市移行後の一般家庭ごみ(不燃ごみ)はコンテナ収集を原則とし、現在のところ未実施の区域は、合併後3年をめどにコンテナ収集に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.5		販売価格(消費税込)	可燃袋は現行のまま新市に移行する。ステーション収集の不燃ごみはコンテナ収集に移行し、処理手数料を課さないため、移行期間中の不燃袋は、竹野郡塵芥処理組合構成町で実費程度の統一価格を設定する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.6		販売店舗等の数	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.7		販売手数料	支払方法を統一したうえで新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.8	廃棄物減量等推進審議会等	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物処理法第5条の5に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めることとし、委員の定数は30名以内とする。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3.9		廃棄物減量等推進員(ごみステーション立ち番を含む)	廃棄物処理法第5条の6に廃棄物減量等推進員を委嘱することができることと規定されているため、地域の実情に応じて委嘱する。なお、協力費は現行を基礎として新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
4.0		塵芥処理監察委員会	各施設の設置に関する協定に基づき対応する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日

協議第5号

19 - 19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年2月27日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

協議第 6 号

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡 六右衛門

新市の名称に係る各賞受賞者

名付け親賞 (賞品「10万円分の旅行券」)

住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	田中裕登 様(8才)

優秀賞 10名 (賞品「1万円分の図書券」)

住 所	京都府熊野郡久美浜町
氏 名	中村 洋子 様(59才)
住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	関 さおり 様(31才)
住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	養父 トシ子 様(65才)
住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	小牧 敏良 様(75才)
住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	宮前 久夫 様(67才)
住 所	京都府中郡大宮町
氏 名	荒田 正利 様(44才)
住 所	京都府竹野郡丹後町
氏 名	林 直文 様(76才)
住 所	京都府中郡峰山町
氏 名	渡辺 直子 様(36才)
住 所	京都府中郡峰山町
氏 名	谷口 妙子 様(49才)
住 所	京都府竹野郡弥栄町
氏 名	安達 末吉 様(61才)

ユーモア賞 5名 (賞品「5千円分の図書券」)

名 称	丹後市
住 所	京都府熊野郡久美浜町
氏 名	高田 邦子 様(55才)

名 称	北都市
住 所	京都府中郡峰山町
氏 名	田中 亮 様(56才)

名 称	丹後王国市
住 所	京都府竹野郡網野町
氏 名	尾江 敏孝 様(57才)

名 称	七姫市
住 所	京都府中郡峰山町
氏 名	林 高一 様(43才)

名 称	いらっしやいま市
住 所	京都府与謝郡野田川町
氏 名	牛田 夕香 様(10才)